

京都府登録の介護支援専門員研修受講予定者 各位

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)

**令和 2 年度介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び
主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）
について**

平素は、本府の健康福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度の京都府介護支援専門員法定研修については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部を延期又は中止、あるいは定員を縮小して実施することといたしました。

つきましては、本研修を受講できないことにより、介護支援専門員証（以下、「証」という。）及び主任介護支援専門員資格（以下、「主任資格」という。）の本来の資格更新時期（有効期間満了日）を過ぎてしまう場合の臨時的な取扱い（以下、「特例措置」という。）について、下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

なお、この取扱いは、法定研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員が資格を喪失しないための臨時的な措置であり、研修が実施された場合は速やかに受講いただくとともに、研修を修了された場合は速やかに証の更新手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 特例措置の対象者

令和 2 年 2 月 2 5 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに証及び主任資格の有効期間が満了する京都府登録の介護支援専門員

2 特例措置により資格を喪失しない期間

証及び主任資格は令和 5 年 3 月 3 1 日まで資格を喪失しない（有効期間を延長する）。

3 特例措置に伴う証等の取扱い

証及び主任資格に係る研修修了証書の再発行は行いません。

※ 特例措置の対象者は、2 で定める期間は、現在の証をもって業務に従事できることとします。

※ 市町村等から資格の保有状況を確認された場合は、本通知を提示してください。

4 研修修了後の有効期間の起算日及び有効期間について

2 で定める期間内に研修を修了した後の、新たな証及び主任の有効期間の起算日及び有効期間は、次のとおりとします。

- ・証…新たな証の有効期間の起算日は本来の有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から 5 年間とする。

< 例 >

・ 本来の証の有効期間満了日

令和 3 年 3 月 3 1 日

・ 特例措置後の証の有効期間満了日

令和 5 年 3 月 3 1 日

・ 新たな証の有効期間満了日

令和 8 年 3 月 3 1 日

本来の満了日の
翌日から 5 年間

- ・ 主任資格…新たな主任の有効期間の起算日は本来の主任有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から 5 年間とする。

5 令和2年度京都府介護支援専門員法定研修の実施予定（令和2年6月23日現在）

研修名	実施方針	実施時期
再研修	規模縮小	南部：10月～、北部：9月～
更新研修〔実務未経験者〕	中止	—
専門研修・実務経験者更新研修 〔課程Ⅰ〕	延期	年度内調整中
専門研修・実務経験者更新研修 〔課程Ⅱ〕	規模縮小	南部・北部：8月～
主任介護支援専門員研修	延期	南部・北部：9月頃～
主任介護支援専門員更新研修	変更なし	南部：10月26日～2月16日

※ 実施時期等は調整中です。日程等が決まり次第、京都府及び研修実施団体である公益社団法人京都府介護支援専門員会のホームページにてお知らせします。

※ 今後の感染症等の状況により、変更となる可能性がありますので、随時、京都府及び研修実施団体である公益社団法人京都府介護支援専門員会のホームページをご確認ください。

6 留意事項等

- (1) この特例措置の対象者は、京都府登録の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方です。他の都道府県で登録されている介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方は、登録されている都道府県にご確認をお願いいたします。
- (2) 特例措置で定めた有効期間内に、必ず証及び主任の更新に必要な研修を受講してください。特に証については、有効期間内に更新手続きを完了できなかった場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務を行うことができなくなります。

【参考】

- ・ 京都府ホームページ
<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/13800003.html>
- ・ 公益社団法人京都府介護支援専門員会ホームページ（研修実施団体）
<http://www.kyotocm.jp/>
- ・ 令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000611289.pdf>
- ・ 令和2年3月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000611292.pdf>

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護計画・企画係 TEL：075-414-4578 FAX：075-414-4572
